

各自治体のウィッグの助成制度

実施地	山形県	岩手県北上市	秋田県能代市	佐賀県伊万里市	神奈川県大和市
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・県内に住所を有する人 ・がんと診断され、その治療を行っている人 ・がん治療に伴う脱毛により、就労や社会参加等に支障があるまたは支障が出る恐れがあり、ウィッグが必要となっている人 ・他の法令等に基づき助成等を受けていない人 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所があるがんの治療経験がある人 	<ul style="list-style-type: none"> ・補正具の購入日において、市内に住所のあるがん治療を受けている人またはその家族 	<ul style="list-style-type: none"> ・抗がん薬治療の副作用に伴う脱毛によりかつらを購入する人で、次のいずれにも該当する人 ①がんに係る医療を現に受けている人または過去に受けていた②市内に住所を有する人で、補助金の交付の申請日から起算して過去1年以上引き続き市内に住所を有している③市税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がない④過去にこの補助金の交付を受けていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・抗がん薬治療や放射線治療などにより脱毛した、次のいずれにも該当する人 ①住民登録から1年以上経過②市民税の所得割額が46万円未満③市税などに滞納がない④他の助成制度の利用、任意保険の適用などにより、購入費用の全額が補てんされていない
助成金額	1万円または購入経費の1/2の額のいずれか低い額(助成対象者1人につき、1回限り)	3万円まで	3万円まで(補正具1種類につき、1年度あたり1回まで。購入にかかる送料・手数料等は対象外)	1万5,000円まで	費用の9割(1円未満の端数切り捨て)、または3万円のいずれか低い方の額
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金交付申請書 ・治療を受けている証明ができる書類 ・ウィッグ購入時の領収書等 ・本人確認書類 ・代理申請の場合は委任状 	主治医の証明書と利用した補正具の領収書	<ul style="list-style-type: none"> ・補正具を購入した日の属する年度の3月31日までに下記の書類を提出 ・がん患者補正具購入費補助金交付申請書 ・補正具の購入に係る領収書の写し(購入者と購入物品(品名、型番等)が確認できるもの) ・がん治療受診証明書(主治医が記載したもの) ・請求書 	<ul style="list-style-type: none"> かつらを購入した日の属する年度の3月31日までに下記の書類を提出 ・がん患者かつら購入費補助金交付申請書兼請求書 ・かつらの購入に係る領収書の写し ・がん治療受診証明書 ・がん治療受診証明書の取得に係る領収書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・大和市がん患者等ウィッグ購入費助成交付申請書 ・ウィッグを購入した金額の明細がわかる書類 …領収書等 ・脱毛の副作用がある抗がん薬治療等の受診を証明する書類 …診療明細書、お薬手帳等 ・照会同意書 ・他からの助成の金額がわかる書類
申請・問い合わせ窓口	住所地の市町村役場保健福祉担当課(家族や美容室による代理申請、郵便による申請も可)	利用を希望する場合、主治医と相談の上、市の健康増進課まで連絡	健康づくり課(保健センター)	健康づくり課(保健センター)	保健福祉センター健康づくり推進課